**令和７年度　和光市指定障害福祉サービス事業者等指導・監査基本方針**

資料１

**1　指導・監査実施機関**

埼玉県からの権限移譲に伴い平成27年4月1日より指導・監査の実施機関は和光市が行う。

**2　指導・監査目的**

　事業所の適正な運営の確保と利用者への安全なサービスが提供されるよう指導・監査を行う。

**3　指導・監査概要**

　個別指導・監査においては施設内の巡視を行うとともに、書類の調査、利用者や職員の話を直接聞くことによりサービス提供状況の把握を行う。原則、個別指導は3年に1回行うものとする。新規指定事業者は優先的に個別指導を行う。

　集団指導においては、1年に1回実施する。

**4　重大事案に対する対応**

　利用者等からの苦情通報、法例違反や指導の改善が見られない場合は監査を実施する。特に、緊急に対応すべき重大な不正や権利侵害事案等については、直ちに特別調査、緊急監査を実施する。

**5　指導・監査の重点項目**

1. 非常災害対策
2. 業務継続計画の策定
3. 利用者の安全確保に関する取り組み
4. 虐待防止対策
5. 適正な報酬算定・加算取得について
6. 福祉人材確保・定着対策